

保育所・認定こども園 保護者 様

猪名川町生活部こども課長

インフルエンザ罹患時の園への届け出について

平素は、本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年11月8日付厚生労働省事務連絡により、医療機関（発熱外来）の医療ひっ迫を回避するため、児童等が季節性インフルエンザに感染し、保育所等に復帰する場合には、医療機関等が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこととされました。

これを受け、本町保育所・認定こども園においても同様に治癒証明書（意見書）の提出を廃止とし、新たに保護者による届を園に提出するよう変更いたします。

届け出用紙は各園にありますので、各自でご請求ください。

児童がインフルエンザに感染し、保育所等に復帰する場合には、「発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児にあっては3日）経過していること」という登園のめやすを確認し、児童の健康が回復してから登園していただきますようお願いいたします。

- ※ インフルエンザ以外（はしか、おたふくかぜ、みずぼうそう等）の感染症から治癒した場合には、これまでどおり、医師が作成する治癒証明書（意見書）の提出が必要です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症については治癒証明書（意見書）の提出は必要ありません。

《問い合わせ先》

猪名川町生活部こども課（子育て支援担当）

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL：072-767-7477

【保護者記入】

インフルエンザ罹患に関する届

_____ 園長 様

・医療機関受診について

_____月 _____日(_____曜日)に(医療機関名_____)を受診し、

(病名: インフルエンザ_____)と診断されました。

※何型かわかる場合はA型・B型等記入してください。わからない場合は記入不要です。

・発症日からの状況

・発症した日 _____月 _____日(_____曜日) (診断時に医療機関に確認してください)

・解熱した日 _____月 _____日(_____曜日) (一般的には37.4℃以下になった日)

・登園する日 _____月 _____日(_____曜日)

以上のように発症後5日を経過し、かつ解熱後3日(乳幼児)を経過したことを届けます。

_____年 _____月 _____日

児童名 _____

保護者名 _____

・阪神北広域こども急病センターでの診断時に、発症日を聞き忘れた際は、後で同センターに電話での確認はできませんので保護者の方で判断できない場合は提出先に相談してください。

※この表は出席停止期間(登園のめやす)を数えるときにご利用ください。

発症日からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
出席停止期間	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

出席停止期間(登園のめやす)の数え方

・インフルエンザの出席停止の基準は発症後5日を経過し、かつ解熱後3日(乳幼児)を経過するまでとなっていますので、最短でも発症日を含め6日間は出席停止期間となります。

・出席停止期間の数え方は、発症日及び解熱日を0日目、翌日から1日目、2日目・・・と数えていきます。